

第5章 都市機能誘導区域の設定

5-1 基本的な考え方

都市機能誘導区域は、その区域の範囲と誘導したい機能（誘導施設）、誘導区域内で講じられる支援措置（誘導施策）を事前明示することにより、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能の誘導を図るものです。

区域の設定は、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によりアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられます。

また、立地適正化計画は、おおむね5年程度で適宜見直してよい「アクションプラン」の意味合いを有する計画であることから、滝川市における都市機能誘導区域設定の考え方として、次のように設定しました。

滝川市における都市機能誘導区域設定の考え方

立地適正化計画は、将来都市構造の実現に向けて、何から取り組んでいくのか「選択と集中の意思」を市内外に示すものとする。



具体的な事業の実施を見据えた「時間軸・実現軸」により設定する

時間軸…おおむね5年程度で検討・事業着手を想定

実現軸…実現の意思のあるプロジェクトを想定

5-2 都市機能誘導区域の設定

具体的な区域設定にあたっては、次の考え方に基づき設定します。

《具体的な区域設定の考え方》

① 居住誘導区域内に設定

- 都市機能誘導区域は、前章で設定した「居住誘導区域」の中に設定されるものであり、都市機能誘導区域に医療、福祉、商業等の都市機能と合わせて居住の誘導を図ります。

② 都市拠点の核となる施設の立地状況を踏まえて設定

- 都市機能誘導区域は、生活利便施設が集積するとともに、鉄道・バスなどの公共交通を利用して拠点の都市機能を楽しむことができるエリアであることから、都市拠点の核となる交通（JR 滝川駅）、行政（滝川市役所）、医療（滝川市立病院）を包含し、主に商業地域が指定されているエリアを設定します。
- JR 滝川駅を中心とした徒歩圏（800m 圏※）、滝川市役所を中心とした徒歩圏（800m 圏※）が重なるエリアを中心に設定します。

※国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」で示される徒歩圏

《その他、基本事項》

① 法令・条例等の主旨から住宅の建築がふさわしくない区域又は制限される区域は含めない

- 都市機能誘導区域は居住誘導区域内に設定するものであり、主として工業の利便の増進をするための工業地域や、用途地域が定められていない地域に指定されている特定用途制限地域、住宅の建築が制限されている特別用途地区（特別工業地区、研究研修地区）は、都市機能誘導区域に含まないこととします。（準工業地域は都市機能誘導区域に含みます。）

② 用途地域及び市街地の形成状況から都市機能を誘導するにはふさわしくない区域は含めない

- 住居専用地域等の指定により、閑静な戸建て住宅地が形成されているエリアなど、市街地の形成状況等を踏まえ、生活利便施設を誘導するにはふさわしくない区域については、都市機能誘導区域に含まないこととします。

③ 基本的に丁目単位・街区単位で設定し、地形地物や用途に応じて設定する

- 基本的に丁目単位や街区単位で設定し、地形地物や都市計画で定めた区域（用途地域の区域、都市施設の区域）に応じて設定します。

【都市拠点の核となる施設の立地状況】

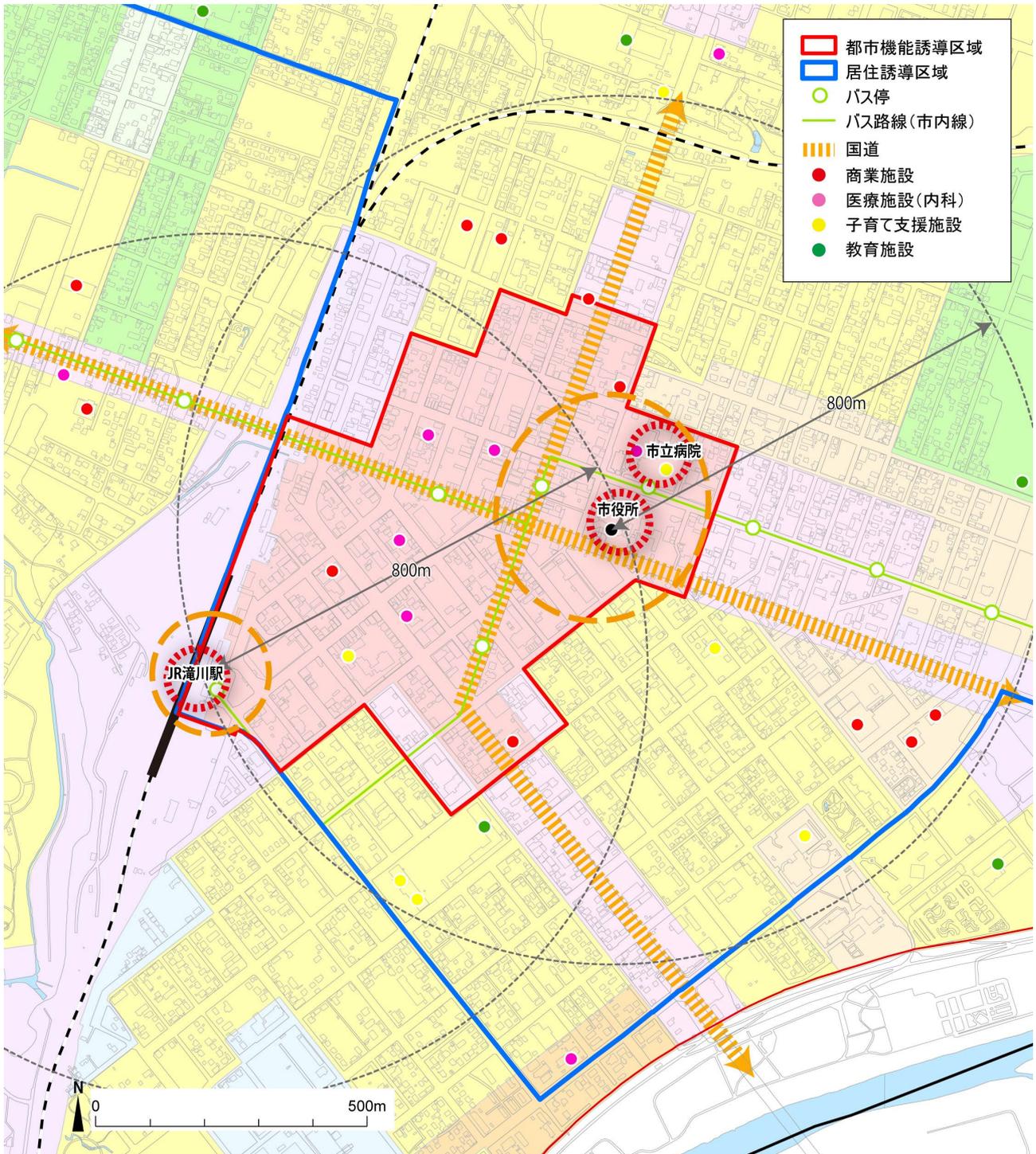


図 都市機能誘導区域の設定

以上の都市機能誘導区域設定の基本的な考え方を踏まえ、都市機能誘導区域は滝川市街地における約54.4haのエリアを設定します。

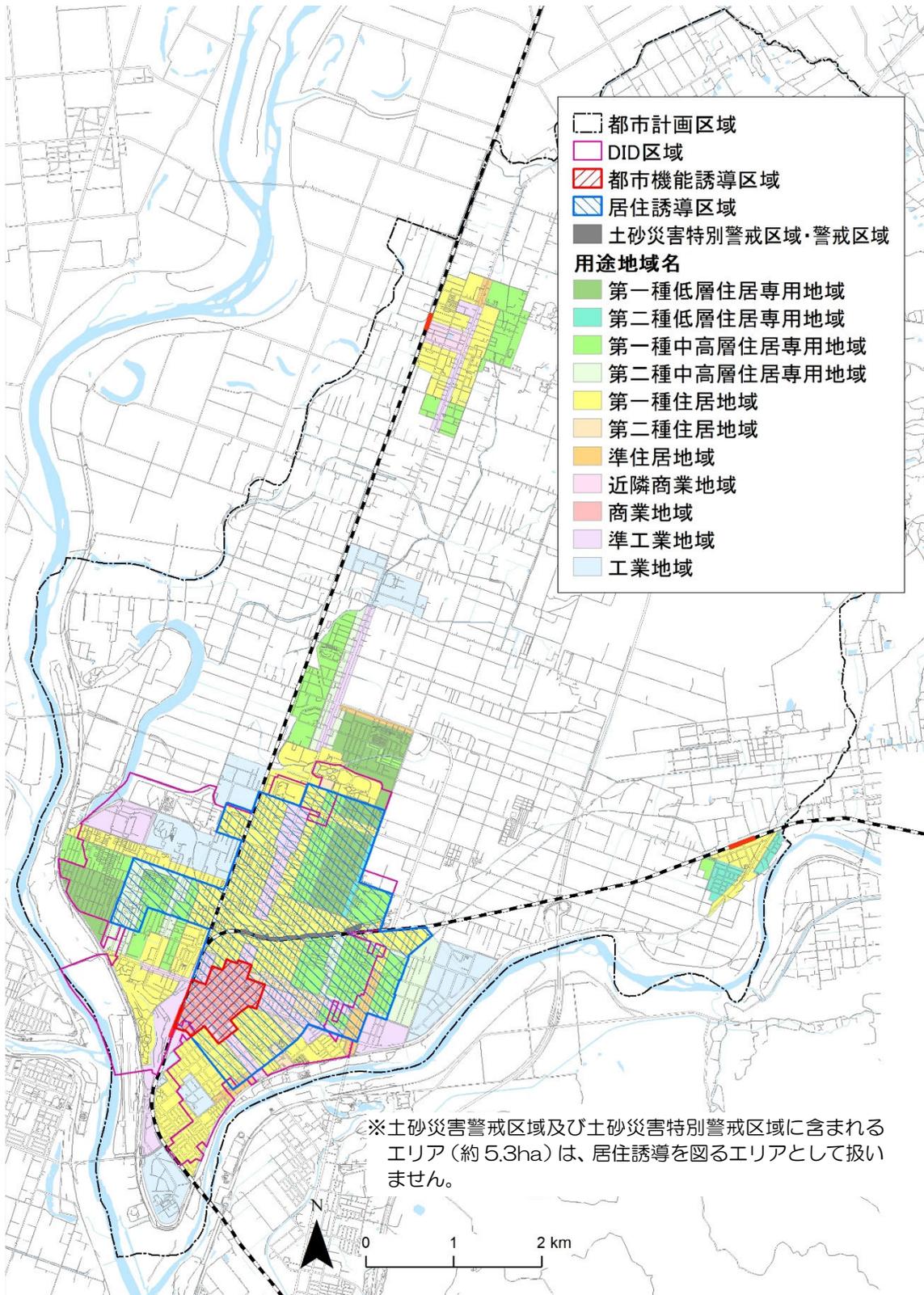


図 都市機能誘導区域

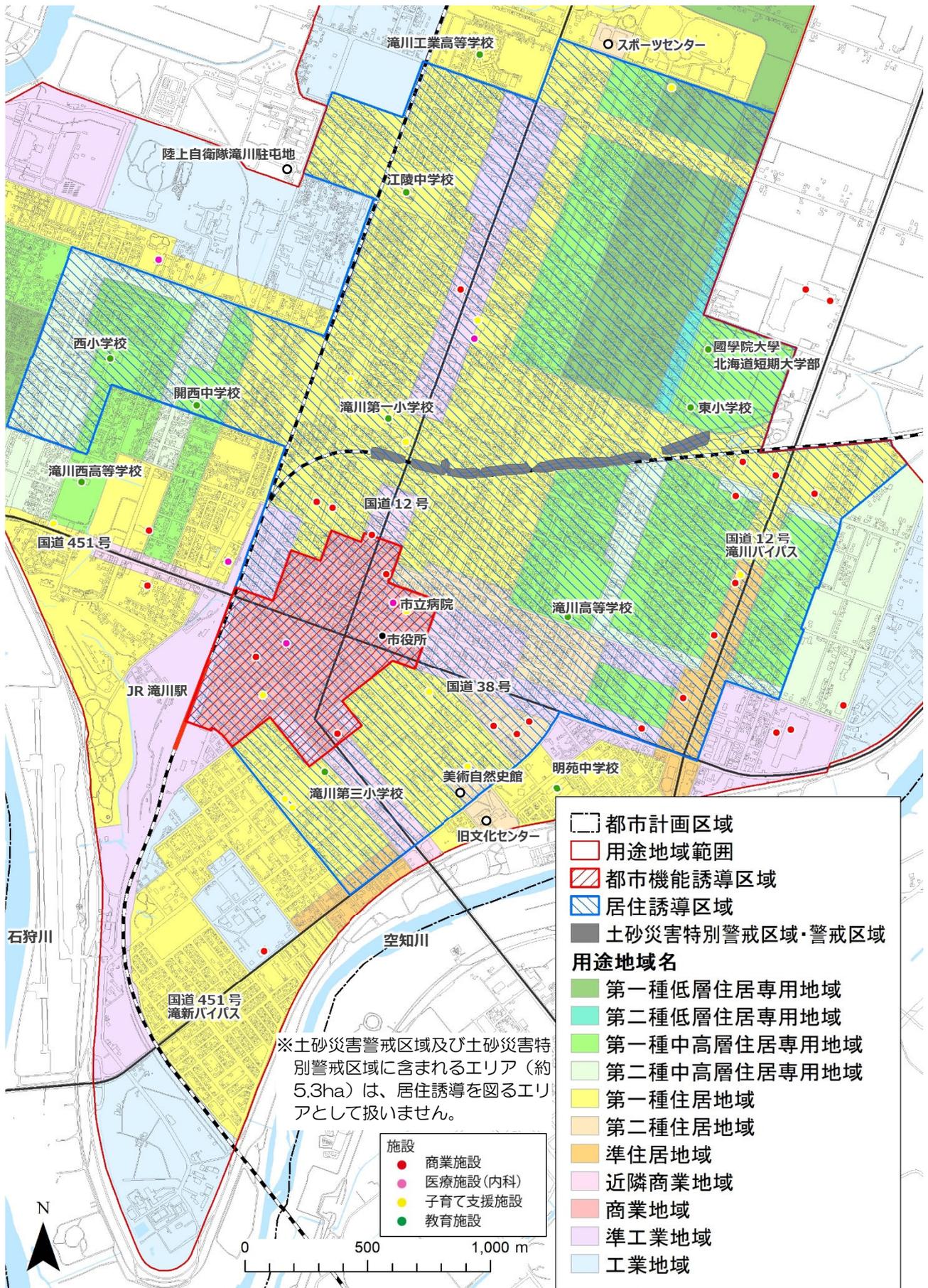


図 居住誘導区域及び都市機能誘導区域（拡大図）

5-3 誘導施設の設定

(1) 誘導施設の考え方

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき、都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定します。

都市機能増進施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもので、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の立地状況や配置を勘案し、必要な施設を定めます。

また、都市機能誘導区域外において、誘導施設が立地する際には、都市再生特別措置法第108条の規定より、届出が必要となることに留意して設定します。

(2) 求められる都市機能の設定

誘導施設の設定にあたっては、都市機能誘導区域に求められる機能を設定します。求められる都市機能は、まちづくり方針に合わせて設定します。

表 求められる機能の整理

まちづくり方針	ねらい	求められる機能	具体的な施設	立地状況
滝川に人を惹きつける魅力の創造	都市拠点として、多様な交流、賑わいの創出	交流機能	緑地、広場	—
		文化機能	ホール	○*
		教育文化機能	図書館	○
			科学館	—
			屋内遊戯施設	—
		商業機能	飲食店	○
	娯楽機能	屋内遊戯施設	—	
	働く場の形成	業務機能	事務所	○
		行政機能	市役所	○
官公庁施設			—	
滝川暮らしの質の向上	買い物等の生活利便性を確保	商業機能	スーパーマーケット	—
			コンビニエンスストア	○
		金融機能	銀行、郵便局、信用金庫	○
	高齢者が安心して住み続けられる機能を確保	医療機能	病院、診療所（内科）	○
		高齢者福祉機能	福祉施設（入所系）	○
		居住機能	サービス付き高齢者向け住宅	○
	介護予防、健康寿命の延伸につながる機能を確保	高齢者福祉機能	福祉施設（通所系）	○
		健康機能	運動施設（フィットネス等）、温浴施設	—
	安心して子育てができる機能を確保	医療機能	病院、診療所（小児科）	○
			病院、診療所（産科）	○
		子育て支援機能	こども発達支援センター	○
			保健センター	○
			幼稚園	○
	保育所、認定こども園	—		

【凡例】立地している：○ 立地していない：— ※休止中

(3) 誘導施設の設定

誘導施設は、滝川市の魅力や求心力を高める施設と、都市機能が都市機能誘導区域外に転出することで、都市構造や公共交通の維持に影響を与える施設などを位置付け、都市機能誘導区域への立地を誘導します。

また、都市機能誘導区域内に新たに立地を誘導すべき施設又は、区域内に既に立地していて、地区の生活利便性を確保するために維持し続けることが求められる施設について、都市機能誘導区域外への立地の抑制を図るために設定します。

《誘導施設の設定の視点》

●都市拠点としての求心力・魅力、生活の質を高める施設

- ・都市拠点としての求心力や魅力を高めるとともに、生活の質（利便性等）を高める拠点形成に資する施設を誘導施設に位置付けます。

●都市構造に影響を与える施設

- ・都市機能が都市機能誘導区域外に転出することで、都市構造や公共交通の維持に影響を与える施設などを「誘導施設」に位置付け、都市機能誘導区域への立地を誘導します。
- ・都市機能誘導区域内に立地することが望ましい施設であるものの、市街地内に広く立地していることが望ましく、既に一定程度立地している施設は、誘導施設に位置付けません。
- ・学区単位や地域単位で設置している公共施設（小中学校、学童保育等）は誘導施設に位置付けません。

●新たに立地を誘導すべき施設

- ・都市機能誘導区域に立地が求められる都市機能のうち、現在誘導区域に立地していない機能については、誘導区域内への立地を誘導するため、誘導施設に位置付けます。

●今後も区域内に立地することが望ましく、機能を維持し続けることが求められる施設

- ・都市機能誘導区域に立地が求められる都市機能のうち、現在誘導区域内に立地している施設については、その立地を確保し、機能を維持し続けるために誘導施設に位置付けます。

以上から、誘導施設をまとめると、下表のとおりとなります。

施設	定義・根拠法
緑地、広場	公共空間と一体的な空間を構成して、都市イベントなど多様な都市活動に利用できる公共的な空地
ホール	市民の生活文化の向上に寄与するとともに集会等の用に供する施設
スーパーマーケット	1,000㎡以上の店舗面積を有するセルフサービス方式を採用している総合食品小売店
病院・診療所（産科）	医療法第1条の5
運動施設（フィットネス等）	健康や体力の維持・向上を目的として行う運動施設
温浴施設	公衆浴場法第1条
こども発達支援センター	児童福祉法第43条
保健センター	地域保健法第18条
幼稚園	学校教育法第1条
保育園	児童福祉法第7条の規定による児童福祉施設
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項
図書館	図書館法第2条第1項
科学館	博物館法第2条に定める博物館（登録博物館）、博物館の事業に類する事業を行う施設（博物館相当施設）、博物館と同種の事業を行う施設（博物館類似施設）のうち、主に自然科学に関連する展示を行う施設
屋内遊戯施設	子どもが身体を動かして遊ぶことを目的とした施設
官公庁施設	官公庁施設の建設等に関する法律第2条

※詳細については「滝川市立地適正化計画届出制度の手引き」による。

表 誘導施設設定の考え方

機能	具体的な施設	立地状況	誘導施設	誘導施設の考え方
交流機能	緑地、広場	—	○	【新たな誘導】都市の文化や多様な交流を生む施設であり、都市の求心力を高める施設でもあるため、誘導施設に位置付けます。
文化機能	ホール	○	○	【流出抑制】現在「たきかわホール」は休止していますが、ホールは市民の多様な交流を生む核となる施設であることから、誘導施設に位置付けます。
商業機能	スーパーマーケット	—	○	【新たな誘導】都市拠点の生活利便性を高める施設として重要な施設であり、誘導区域内に立地していないため、誘導施設に位置付けます。
	コンビニエンスストア	○		都市拠点の生活利便性を高める施設として重要ですが、市街地内に広く立地し生活利便性を確保することが望ましく、都市構造へ大きな影響は与えにくいため、誘導施設には位置付けません。
	飲食店	○		同上
	事務所	○		都市拠点の形成において、ビジネス・業務活動の場は重要ですが、都市構造へ大きな影響を与えにくいため、誘導施設には位置付けません。
娯楽機能	屋内遊戯施設	—	○	【新たな誘導】子育て世帯を中心とした集客、交流を生む施設であり、求心力を高める施設であるため、誘導施設に位置付けます。
金融機能	銀行、郵便局、信用金庫	○		日常生活を送る上で必要不可欠であり、生活利便機能としてのニーズも高いが、日常的に利用するATMは、コンビニや総合スーパーでも利用可能であるため、誘導施設には位置付けません。
医療機能	病院・診療所（内科）	○		高齢化が進む中で、身近な地域で安心して生活を送る上で医療の確保は必要ですが、誘導区域内に充足しているため、誘導施設には位置付けません。
	病院・診療所（小児科）	○		移住・定住を促進するため、子どもを安心して育てることができる子育て環境の充実が必要ですが、誘導区域内に充足しているため、誘導施設には位置付けません。
	病院・診療所（産科）	○	○	【流出抑制】滝川市立病院にて砂川市立病院からの医師派遣を受けていますが、滝川市で子どもを産むことができる環境の充実を図るため、誘導施設に位置付けます。
高齢者福祉機能	福祉施設（通所系）	○		高齢者が住み慣れた地域で住み続けられる環境を確保するため必要となる施設ですが、施設利用に当たっては送迎を基本としており、高齢化が進行する市街地内に広く立地することが望ましいため、誘導施設には位置付けません。
	福祉施設（入所系）	○		高齢者が住み慣れた地域で住み続けられる環境を確保するため必要となる施設ですが、高齢化が進行する市街地内に広く立地することが望ましいため、誘導施設には位置付けません。
健康機能	運動施設（フィットネス等）、温浴施設	—	○	【新たな誘導】市民の健康増進、健康寿命の延伸につながると考えられ、誘導区域内の利便性を高めるため、誘導施設に位置付けます。
子育て支援機能	こども発達支援センター	○	○	【流出抑制】安心できる子育て環境の充実を図るためには必要不可欠の施設であるため、誘導施設に位置付けます。
	保健センター	○	○	【流出抑制】安心できる子育て環境の充実を図るためには必要不可欠の施設であるため、誘導施設に位置付けます。
	幼稚園	○	○	【流出抑制】子育て世代の定住促進を図るためには必要不可欠の施設であるため、誘導施設に位置付けます。
	保育園 認定こども園	—	○	【新たな誘導】子育て世代の定住促進を図るためには必要不可欠の施設であるため、誘導施設に位置付けます。
教育文化機能	図書館	○	○	【流出抑制】子どもから高齢者まで、不特定多数の方が来訪し、賑わいや交流を生む施設であり、求心力を高める施設であるため、誘導施設に位置付けます。
	科学館	—	○	【新たな誘導】創造性豊かな子どもの育成を図るとともに、不特定多数の方が来訪する施設であり、求心力を高める施設であるため、誘導施設に位置付けます。
行政機能	市役所	○		市が保有する公共施設であるため、誘導施設には位置付けません。
	官公庁施設	—	○	【新たな誘導】都市拠点の形成において、業務活動の場は重要であり、民間施設への波及効果が期待されることから、誘導施設に位置付けます。
居住機能	サービス付き高齢者向け住宅	○		高齢者が住み慣れた地域で住み続けられる環境を確保するため必要となる施設ですが、専ら居住者のために供される施設であることから、誘導施設には位置付けません。

○：誘導施設に設定する施設